

平成18年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(平成18年度調査)の結果について

平成19年5月16日
中央社会保険医療協議会
診療報酬改定結果検証部会

1 特別調査(平成18年度調査)の実施について

診療報酬改定結果検証部会(以下、「検証部会」という。)では、平成18年7月12日に策定した「平成18年度診療報酬改定の検証方針」に掲げられた特別調査12項目のうち、平成18年度早急に着手する項目として、次の5項目を選定し、調査を行った。

- (1) 保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査
- (2) ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査
- (3) リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況調査
- (4) 後発医薬品の使用状況調査
- (5) 歯科診療における文書提供に対する患者意識調査

この特別調査は外部委託により実施することとし、実施に当たっては調査機関、検証部会委員、関係者等により構成された「調査検討委員会」における具体的な調査設計及び集計、分析方法の検討を経て行った。

調査結果については、調査報告書案として平成19年4月18日に開催した当検証部会に報告を行い、その評価についての検討を行った。

その後、「調査検討委員会」において、当検証部会としての評価を付した結果を取りまとめたので報告する。

2 「保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査」の結果について

(1) 調査の目的

詳細な医療費の内容が分かる明細書の発行状況の把握を目的とした。

(2) 調査方法及び調査の概要

- ・ 全国の保険医療機関である病院、診療所、歯科診療所及び保険薬局から各1,000施設（合計4,000施設）を無作為抽出し、平成18年11月に調査票を送付。
- ・ 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」にかかる平成18年10月1ヶ月間における発行状況等を調査

(3) 回収の状況

発送数：4,000施設 回収数：2,182施設（回収率54.6%）

(4) 主な結果

- ・ 発行が義務化された「領収書」の発行開始時期をみると、平成18年4月を境に発行施設数が増加し、経過措置期間が終了した平成18年10月には、回答のあった施設のうち無回答を除く全ての施設が発行。（報告書14ページ：図表15）
- ・ 発行に努めることとされている「明細書」については、回答のあった施設のうち、55%が「発行している」と回答。（報告書19ページ：図表20）
- ・ 「明細書を発行している」としている施設のうち約75%は、発行に関して患者に「特に何も周知していない」と回答。（報告書22ページ：図表25）
- ・ 「明細書を発行している」としている施設のうち約40%は、「全ての患者に発行」と回答。また、約27%が「レセプトと同じものを発行」と回答。（報告書34、35ページ：図表41、42）
- ・ 「明細書を発行している」としている施設のうち約89%は、「費用を徴収していない」と回答。（報告書36ページ：図表43）

(5) 検証部会としての評価

平成18年度診療報酬改定において発行が義務化された領収証については、本調査に回答した施設のうち約5%を占める無回答を除けば全施設で発行されており、概ね発行義務が遵守されていると考えられる。

明細書については本調査に回答した施設の55.0%が「明細書を発行している」と回答していることから、一定の割合で明細書が発行されていることが伺える。但しこの割合は、一度だけでも明細書を発行したケースも含まれている。また「明細書を発行している」としている施設のうち約40%は、「全ての患者に発行」と

回答していることから、回答のあった施設の約22%は「全ての患者に発行」していることになる。

しかし、今回の調査の回収率は54.6%であり、本調査に回答した施設と比べて回答しなかった施設では明細書の発行されていない比率が高いと仮定すれば、全施設における「明細書を発行している」施設の割合、および「全ての患者に明細書を発行している」施設の割合は、これらの値より小さくなる可能性がある。

また、明細書を発行している施設においても、明細書の発行について患者に対する周知がなされている割合は低いことが判明した。患者に対して情報の提供を促進する意味から、明細書の発行に関しては、医療施設において、また、社会全体においても、更なる周知が必要と考えられる。

3 「ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査」の結果について

(1) 調査の目的

ニコチン依存症管理料算定医療機関の実態を把握すると共に、ニコチン依存症管理料を算定した患者に対する禁煙治療の実施状況と禁煙成功率を把握する事を目的とした。

(2) 調査対象及び調査の概要

- ・ 一次調査

- 〈施設調査〉

- 全国の保険医療機関の中で、平成18年7月1日現在ニコチン依存症管理料を算定している施設から1,000施設を無作為に抽出し、平成18年12月～平成19年1月の期間で、施設の概況および禁煙治療の状況について調査。

- 〈患者調査〉

- 上記の調査対象施設において、平成18年6月および7月の2ヶ月間に医療機関でニコチン依存症管理料の算定を開始した患者全員について平成18年12月～平成19年1月の期間で調査。

- なお、治療終了3ヶ月後の状況については、当該患者の追跡のため、患者ごとにIDを付与し追跡を可能とした上で、医療機関が対象患者に電話調査を実施。

- ・ 二次調査

- 一次調査に回答した施設における患者調査対象者について、治療終了から5～6ヶ月目となる平成19年3月に、その時点での禁煙／喫煙の状況を医療機関側から追跡調査を実施。

(3) 回収の状況

- ・ 一次調査

- 〈施設調査〉

- 発送数：1,000施設 回収数：501施設（回収率は50.1%）

- 〈患者調査〉

- 患者数4,189人（該当患者不在等施設を除く456施設分）

- ・ 二次調査

- 発送数：456施設 回収数：242施設（回収率は53.1%）

- 患者数2,225人

(4) 主な結果

- ・ ニコチン依存症管理料の施設基準の届出時期は、4月が全体で約 36%と最も多く、次いでニコチンパッチ等が保険適用となった6月の 25%となっている。(報告書8ページ：図表 10)
- ・ ニコチン依存症管理料算定医療機関における禁煙治療については、病院では約 47%が専門外来の設置等、特別な体制で実施。一方、診療所においては約 87%が通常の診療体制の中で実施している。(報告書9ページ：図表 11)
- ・ ニコチン依存症管理料を算定した患者のうち、禁煙指導を5回終了した患者は全体の約 28%と最も多く、これらの患者は指導終了時点で約 74%が4週間禁煙をしていた。(報告書16、17 ページ：図表 24、25)
- ・ 禁煙指導終了3ヶ月後の状況では、全体で約 32%が3ヶ月後も禁煙を継続しており、5回の指導を全て終了した患者では3ヶ月後の禁煙継続率は約 59%であった。指導を受けた回数が多いほど、禁煙継続率は高かった。(報告書22ページ：図表 34)
- ・ 二次調査において、指導終了から3ヶ月後及び6ヶ月後の状況をみると、全体で3ヶ月後の禁煙継続率は約 35%、6ヶ月後の禁煙継続率は約 33%であった。5回の指導を全て終了した患者の3ヶ月後及び6ヶ月後の禁煙継続率は、各々約 63%、約 54%であった。指導を受けた回数が多いほど、禁煙継続率は高かった。(報告書28ページ：図表 42、43)

(5) 検証部会としての評価

ニコチン依存症の治療の効果に関しては、指導終了3ヶ月後に「禁煙継続」と「失敗」がそれぞれ約3割である。しかし、患者数の最も多い禁煙指導を5回受けた患者に限定すれば指導終了3ヶ月後に「禁煙継続」が 58.9%、「失敗」が 21.6%であったことから一定の治療効果があると認められる。

今後、更に専門家の意見も踏まえつつ、平成 19 年度に行われる継続調査においてより長期間で禁煙指導の効果がどの程度持続するのかを明らかにする必要がある。また、これらの結果を国際比較することも重要である。

さらに、指導の回数が多いほど、禁煙継続率が高い傾向が認められることから、禁煙指導が途中で中止されないような工夫を検討することも必要である。

4 「リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況調査」の結果について

(1) 調査の目的

疾患別リハビリテーション料および算定日数上限の設定に伴う、リハビリテーションへの影響および実施状況等の把握をするために調査を行うことを目的とした。

(2) 調査方法及び調査の概要

〈施設対象の施設調査〉

心大血管疾患リハビリテーション料の算定している全 297 施設及び他 3 分野を算定している施設から各 1, 000 施設を無作為に抽出した後、複数の分野を算定している重複施設分を控除した 2, 822 施設に対し、平成 18 年 12 月に調査票を送付し、リハビリテーションを実施した患者及び終了した患者等の状況を調査。

〈施設向け患者調査〉

上記医療機関において平成 18 年 12 月中にリハビリテーションを終了又は算定日数上限に到達した患者（1 施設 10 名）について、リハビリテーションの実施期間、実施内容、リハビリテーション終了後の状況等を調査。

〈患者対象の患者調査〉

施設向け患者調査対象者に対し、医療機関で受けたリハビリテーションの内容、リハビリテーション終了後の状況等を調査。

(3) 回収の状況

〈施設対象の施設調査〉

発送数：2, 822 施設 回収数：855 施設（回収率 30. 3%）

〈施設向け患者調査〉

患者数：2, 683 人

〈患者対象の患者調査〉

患者数：2, 284 人

(4) 主な結果

- ・ リハビリテーション料の算定を終了した患者のうち、大半の患者（心大血管疾患 88%、脳血管疾患等 75%、運動器 77%、呼吸器 89%）は算定日数上限前に終了していた。

除外対象疾患のため上限後に終了した者と合わせると約 78%～89%（報告書 5 ページ：図表 5）

- ・ 算定日数上限で終了した患者を個別に見ると、終了時点で「身体機能の改善の見込みがある」（＝医療保険によるリハビリが必要である）とされた患者は、心大血管疾患では約 7%、運動器リハでは約 10%であり、特に脳血管疾患等

では約2%、呼吸器では約3%とわずかであった。(報告書6～9ページ：図表7、9、11、13)

- ・ 状態の維持のためにリハビリの継続が必要(＝介護保険によるリハビリが必要)であるが、年齢等により介護保険の対象外となる患者がわずかながらいた(心大血管疾患 約1%、脳血管疾患等 約1%、運動器 約2%、呼吸器 0%)。(報告書6～9ページ：図表7、9、11、13)
- ・ リハビリテーションを終了した患者の多くは、今後自宅で過ごす予定としている(心大血管疾患 約68%、脳血管疾患等 約56%、運動器 約67%、呼吸器 約50%)。(報告書86、94、102、110ページ：図表6.8-11、6.9-11、6.10-11、6.11-11)

また、患者がリハビリテーションに望むことについては、現在の日常生活の動作や活動を保ちたいとする者が多かった(心大血管疾患 約57%、脳血管疾患等 約58%、運動器 約53%、呼吸器 約57%)。(報告書90、97、106、114ページ：図表6.8-20、6.9-20、6.10-20、6.11-20)

(5) 検証部会としての評価

今回の検証により、算定日数上限で設定された日数については概ね妥当であったと判断できるが、一部の患者においては、状態の改善を見込めるにも関わらず算定日数上限を理由に医療保険によるリハビリを終了するケース、あるいは、状態の改善は見込めないものの状態維持のためのリハビリの継続が必要であるが算定日数上限を理由にリハビリが受けられないケース、同様に維持のためのリハビリが必要であるが年齢などの理由により介護保険の対象とならずリハビリを受けることができない患者が存在することが明らかとなった。また、算定日数の上限を理由にリハビリを終了した患者の中には、医師より介護保険サービスを紹介されたにも関わらず、そうしたサービスを受けていない患者もいた。

リハビリテーションに関しては、既にこの検証結果(速報)を踏まえて、見直しを行うことが3月14日の中央社会医療協議会で決定され、4月から施行されたところである。今後は、見直した内容が期待する効果を果たしているかどうかを観察することが重要である。

なお、見直しの際に付された中央社会医療協議会の附帯意見にもあるように、維持期のリハビリテーションについて、今後の在り方を検討する必要がある。

また、平成18年度改定により、リハビリテーションの施設基準を満たすことが出来なくなった施設があったとの指摘を踏まえ、施設基準の妥当性については検討を行う必要がある。

5 「後発医薬品の使用状況調査」の結果について

(1) 調査の目的

保険薬局における「後発医薬品への変更可」に処方医の署名等がある処方せんの受付状況等の把握、および保険薬局において実際に後発医薬品に変更して調剤した医薬品の状況等の把握を目的とした。

(2) 調査方法及び調査の概要

- ・ 全国の保険薬局から 1,000 薬局を無作為抽出し、平成 18 年 11 月に調査票を発送。
- ・ 施設属性、処方せん枚数等(様式 1)、実際に調剤した薬剤料(様式 2。10/23～10/29 の 1 週間の状況)を調査。

(3) 回収の状況

発送数：1, 000 薬局 回収数：635 薬局(63. 5%)

様式 2 に記載された処方せん枚数 1, 032 枚(177 薬局分)

(4) 主な結果

- ・ 「後発医薬品へ変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんの割合は、全体の処方せんの約 17%、処方医の署名等がある処方箋のうち、実際に後発医薬品に変更された処方せんの割合は約 6%であった。(報告書 8、9 ページ：図表 12、13)
- ・ 後発医薬品へ変更した薬局(293 薬局)において、後発医薬品へ変更可の処方せん(後発医薬品が存在するもの)に占める、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合についてみると、78 薬局が 5%未満である一方、41 薬局が 90%以上であり、薬局ごとに大きなばらつきが見られた。(報告書 16 ページ：図表 27)
- ・ 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局において、
 - ① 患者が後発医薬品への変更を希望したが、処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がなかった場合の対応として、「設問のようなケースはなかった」は約 44%、「その旨を患者さんに説明の上、変更しなかった」は約 34%、「処方医に照会し、了解を得て変更した」は約 24%であった。(報告書 21 ページ：図表 35)
 - ② 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを持参した患者に対する後発医薬品への変更に関する説明は、全薬局のうち約 7 割の薬局が、「すべての患者さんに説明できている」又は「ほぼすべての患者さんに説明できている」であった。(報告書 27 ページ：図表 46)
 - ③ 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱

った薬局において、患者一人当たりの平均説明時間は、患者が後発医薬品を選択した場合は9.20分、選択しなかった場合は4.86分であった。（報告書30ページ：図表52）

- ・ 調査対象となった全635薬局において、平成17年10月と平成18年10月の備蓄品目数を比較すると、全品目の品目数の伸び率は10%未満の薬局が344薬局と一番多くなっていたが、後発医薬品の品目数の伸び率は50%以上が215薬局と一番多くなっていた。（報告書41ページ：図表71）
- ・ 実際に後発医薬品へ変更した場合の保険医療機関への情報提供について、薬局が保険医療機関側から受けた要望・苦情の内容として、調剤した銘柄等の情報は毎回は不要（調剤した後発医薬品の銘柄が、前回の後発医薬品の銘柄から変更された場合のみでよい）の旨が複数見られた。（報告書45ページ）
- ・ 実際に後発医薬品に変更された処方せんについて、実際に調剤した薬剤料は、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料の約66%となっていた。（報告書47ページ：図表77）

（5）検証部会としての評価

全処方せんのうち、後発医薬品に変更された処方せんの割合はまだ低く、今後の改善が望まれる。とりわけ、「変更可」の処方せんのうち、薬局で実際に後発医薬品に変更された割合は約6%で、かつ薬局ごとに変更率に大きなばらつきがあることが明らかになった。

こうしたことから、平成19年度において継続調査を実施し、その中で薬局において後発医薬品への変更が進まない理由を調査し、後発医薬品の使用促進策を検討する必要がある。

また、同様の視点から平成19年度調査においては医療機関等を調査対象として、処方医の属性や意識等と「変更可」の状況との関係を調査する必要がある。

6 「歯科診療における文書提供に対する患者意識調査」の結果について

(1) 調査の目的

歯科診療における情報提供のための文書作成にかかる歯科医療機関の事務負担や歯科診療に及ぼす影響とあわせ、患者の満足度等を検証することを目的とした。

(2) 調査方法及び調査の概要

〈歯科医療機関への調査〉

全国の歯科診療所から無作為抽出した 1,000 施設、病院 129 施設、及び全国の歯科大学・大学歯学部附属病院 32 施設について、平成 18 年 11 月に調査票を発送。

〈患者調査〉

A 健康保険組合において平成 18 年 9 月に歯科医療機関を受診した経験のある被保険者 5,000 名を対象に、平成 18 年 12 月に調査票を発送。

(3) 回収の状況

〈歯科医療機関への調査〉

発送数：1,161 施設 回収数：621 施設（回収率 53.5%）

〈患者調査〉

発送数：5,000 名 回収数：2,200 名（回収率 44.0%）

(4) 主な結果

- ・ 医療機関において 1 日あたり文書作成に要する時間は、約 26 分であり、患者 1 人あたりの文書作成時間は、約 5 分となっている。（報告書 10 ページ：図表 16）
- ・ 文書による情報提供については、医療機関の意識としては、患者の満足度や理解度の向上にはあまり寄与しておらず、「待ち時間が長くなった」「治療時間や患者数の減少」等、歯科治療に影響を及ぼすものと考えている一方で、受け取った患者は概ね満足（約 72%）している。（報告書 14、26 ページ：図表 22、43）
- ・ 文書提供の在り方については、今と同じ文書をもらいたいと回答したものが 4 割程度である一方、「口腔内状態に変化がない場合は不要」などの意見も 4 割程度あった。（報告書 31 ページ：図表 49）

(5) 検証部会としての評価

文書による情報提供に伴う患者の満足度等の向上について、歯科医師が考える以上に患者の満足度・理解度は高く、今回の改定の基本的考え方である患者の視点の重視（情報提供の推進）については、患者サイドから一定の評価を得られたものと考えられる。

しかし、文書による情報提供に対して満足している患者のうち約4割が「2回目からは症状に大きな変化があったときだけでよい」「もっと簡単でわかりやすきものにしてほしい」と回答しており、また、「口頭の説明で十分」「口頭での説明が少ないから」「いつも同じような内容だから」等の理由で不満足であるという患者も全回答者の約1割いることから、情報提供の内容や提供方法等については、次期診療報酬改定に向けての検討課題と考えられる。